

令和7年度 特殊無線技士養成課程 受講のご案内

公益財団法人日本無線協会沖縄支部
〒900-0027 那覇市山下町18-26
山下市街地住宅2階 A-201
TEL098-840-1816 FAX098-840-1817

1 「受託型」養成課程講習会

団体等から依頼を受けて実施する「受託型」養成講習会を希望される団体は
(公財)日本無線協会沖縄支部へ電話等でご相談ください。(電話 098-840-1817)

2 「受託型」養成課程講習会を予定している団体等

(1) 第二級海上特殊無線技士 (実施場所：那覇市内)

募集機関	実施予定年月日	募集人数
(一社) 全国船舶無線協会沖縄支部 電話：098-836-5359	①令和7年6月16日(月)～18日(水) ②令和7年11月 3日間 予定	40名※1 (20名)※2
(株) 日本海洋資格センター沖縄事務所 電話：098-868-3400	①令和7年9月 3日間 予定 ②令和8年2月 3日間 予定	40名※1 (20名)※2

(2) 第三級陸上特殊無線技士 (実施場所：那覇市内)

募集機関	実施予定年月日	募集人数
(一社) 全国陸上無線協会沖縄支部 電話：098-831-9010	①令和7年11月 1日間 予定	40名※1 (20名)※2

※1：募集人数は変更する場合があります。

※2：()の人数は最低募集人数です。()の人数以下の場合、講習を実施しない場合があります。

※3：詳細については、各実施機関へ問合せください。

3 授業時間及び修了試験の時間

資格	授業科目、修了試験の時間
第一級陸上特殊無線技士	法規6時間、無線工学48時間、修了試験2時間20分
第二級陸上特殊無線技士	法規5時間、無線工学4時間、修了試験1時間30分
第三級陸上特殊無線技士	法規4時間、無線工学2時間、修了試験1時間30分
第二級海上特殊無線技士	法規8時間、無線工学5時間、修了試験1時間30分
第三級海上特殊無線技士	法規4時間、無線工学2時間、修了試験1時間

4 受講するための資格要件

第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士及び第三級海上特殊無線技士を受講する場合は、資格要件はありません。どなたでも受講できます。

第一級陸上特殊無線技士を受講する場合は、次の受講要件を満たす必要があります。

- (1) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校の電気科又は電気通信科を卒業した者。
- (2) 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校（高等学校又は中等教育学校の電気科又は電気通信科を除く。）の電気通信に関する課程を有する学科を卒業した者。

- (3) 学校教育法による大学の電気通信に関する課程を有する学科を1年次以上修了した者又は高等専門学校の電気通信に関する課程を有する学科を3年次以上修了した者。
- (4) 入学資格を学校教育法57条に規定する者とする修業年限が3年以上の学校（(2)に掲げる者を除く。）の電気通信に関する課程を有する学科を卒業した者。
- (5) 入学資格を学校教育法第90条に規定する修業年限が1年以上の学校等（(2)又は(3)に掲げる者を除く。）の電気通信に関する課程を有する学科を卒業し、又は修了した者（「修了した者」については、1年以上を修了した者に限る。）。
- (6) 第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士又は航空無線通信士の資格を有する者。
- (7) 受講申込み前5年以内に通算して3年以上（学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者（(2)に掲げるものを除く。）及びこれに準ずる者の場合は1年以上）多重無線設備の保守の補助又は搬送端局設備若しくは電力線搬送端局設備の保守に従事した経歴を有する者。この場合において、高等学校を卒業した者、学校教育法第90条第1項に規定する大学に入学することができる者とする。[（証明書様式はここをクリック）](#)
- (8) 日本無線協会が実施する第一級陸上特殊無線技士の※選抜試験に合格した者（合格通知が必要です。）
[（選抜試験はここをクリック）](#)